

# 森大輔法律事務所 News Letter

2021年  
8月号  
VOL.16

企業法務にお役立てできる情報もりだくさん！

法律事務所に少し“堅い”イメージを持っていませんか？森大輔法律事務所の弁護士はいつも真剣そのもの！でも、弁護士はとても身近で気兼ねなく頼っていただける存在です。本号では、企業法務に役立てていただける記事はもちろん、勉強会の案内、おすすめ情報など、情報もりだくさんでお届けします！

## 目次

- P 1 代表挨拶 弁護士 森 大輔
- P 2 事務所報 「個人情報保護法セミナーのご報告」  
事務所報 「社労士様向けセミナーのご案内」  
～フレックスタイム制・変形労働時間制について～
- 弁護士コラム 「ユニオン対応について」
- P 3 弁護士コラム 「改正薬機法」  
事務員コラム 「夏のレシピ」
- P 4 事務所報 「元スタッフの鈴木さんの結婚式」  
森代表のゴルフ紀行

## 代表挨拶 弁護士 森 大輔

東京2020のオリンピックが閉幕しました。新型コロナウイルスの感染拡大が増す中での開催については色々な意見があると思いますが、人々の間の話題はオリンピック一色になり、国民に感動を与え、閉塞感のあった雰囲気にも多少なりとも憩いの時間を与えてはくれたのではないかと思います。

特に、私は、卓球の水谷選手と伊藤選手の混合ダブルスが非常に面白く、食い入るように見入ってしまいました。非常に速い動きで打ち返すなど、私の知っている卓球を超越しておりました。世界一の実力国である中国に勝利するなどその快進撃はとても痛快なものであると同時に、多くの人々に感動を与えたのではないかと思います。

しかしながら、その後残念なことに、金メダルをとった水谷選手に対して、インターネット上で誹謗中傷が行われているというニュースを目にしました。こういった内容なのか詳細は分かりませんが、大変残念な気分になりました。本人である水谷選手の落胆ぶりは相当だったのではないのでしょうか。

この点、水谷選手が法的措置を講ずるという報道も一部出ておりますが、誹謗中傷された方が自ら費用と時間をかけて削除をしなければならないのは非常に大きなハードルです。法改正がなされ削除のハードルが多少は引き下げられたようですが、国民の権利侵害を回復するための措置はもう少し分かりやすく、かつ簡易な方法での法制度が必要ではないかと感じます。

そもそも、インターネット上という匿名性が多い場所での表現方法については、その他の表現方法と異なったより強い規制を設ける必要があるのではないのでしょうか。現在、総務省のHPをみますと様々な取り組みを行っているようですが、より国民の権利侵害が容易に回復できるための措置をもっと講じて欲しいと思っております。せっかくの感動や盛り上がりにも、水を差されることが残念でなりません。



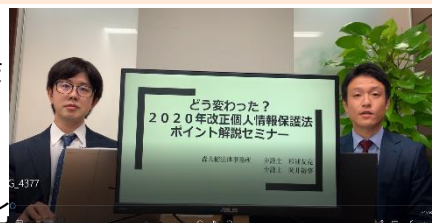
## 事務所報 「個人情報保護法セミナーのご報告」

経営者様や法務ご担当者様を対象にした「どう変わった？2020年改正 個人情報保護法 最新ポイント解説セミナー」を開催いたしました。2020年に成立した改正個人情報保護法は、全面施行が来年春と、残り1年を切っていることから、対策を急ぐ必要があると考えたからです。

改正される個人利用停止権の拡充や、Cookieデータの活用規制強化など、事業者様に関係する部分を中心に講義いたしました。講師は弁護士杉浦友亮と弁護士岡井裕夢が務め、図や文字を掲載したフリップや、弁護士同士の掛け合いを入れるなど、視聴者様により興味を持っていただけるような作りにしました。

視聴された方々からは、「法改正の概要を、ポイントを絞って理解できた」「SNSアカウントに関する説明がたいへん参考になった」「本人への同意や、第三者提供の際には、改正法に適合しているかをしっかりと確認する必要があると思った」などの声を頂きました。

今回の改正を受けて、マニュアルや内部の規定を、作成・変更する必要がある企業様もおられるのではないのでしょうか。これを機に、しっかりと見直していただければと思います。



## 事務所報 「社労士様向けセミナーのご案内」 ～フレックスタイム制・変形労働時間制について～



社労士様向けのセミナーを、今秋も開催いたします。コロナ禍で、フレックスタイム制や変形労働時間制を取り入れる中で、労働時間の管理の難しさに悩む、企業様からの声を多く聞きます。

そこで、本セミナーでは「変形労働時間制とフレックスタイム制の違い」「制度を導入する際の注意点」「時間外労働はどのように計算されるのか」「勤怠管理方法の変更点と注意点」など、実務上曖昧になりがちな部分、細かい問題点にも触れていきます。

また、今回はお申込みをしてお下さった先生に、事前に閲覧用URLをお知らせし、期間内なら、いつでも、何回でもご視聴できるようにいたします。電車の中のちょっとした時間、業務の合間、就寝前など少しのお時間を利用してのご視聴が可能です。講義後のアンケートにお答えいただきますと、「歩合給の導入に関する法的問題点」の動画も無料で配信いたしますので、是非お申込みください。

右記のQRコードからお申込ができますので、是非ご覧ください。

(または、弊所HPのトップページ、セミナー情報からもお申込ができます。)

「コロナ禍におけるフレックスタイム制・変形労働時間制の導入について徹底解説！」

公開日時：2021年9月10日（金）10時～9月11日（土）24時（Youtube配信）

講師：弁護士 森大輔 参加費：無料



## 弁護士コラム 「ユニオン対応について」

弁護士の杉浦友亮です。「若者の労働組合ばなれ」と言われて久しいですが、ここ数年でいえば、労働者人口全体の労働組合の推定組織率（雇用者数に占める労働組合員数の割合）は、約17%前後で横ばいに推移しています。また、非正規労働者に限ると、推定組織率は平成2年から毎年上昇し、令和2年には8.1%となっており（参照：令和2年労働組合基礎調査の概況）、労働組合が労働問題を抱えた非正規労働者の受け皿になっているように思われます。

少し前に話題になりましたが、最初の相談から団体交渉まですべてオンラインで完結する「オンライン労働組合」と呼ばれる新しいタイプの組合が組織されるなど、非正規労働者の増加やギグワーカー（単発でかつ短時間だけ働く働き方）など働き方の多様化のなかで、労働者の紛争解決の方法にも変化が見られます。

今後は、従業員が地域ユニオンやオンライン労働組合等に相談をして、会社に団体交渉を求めてくる場面が増えるかもしれません。





## 弁護士コラム 「改正薬機法」

弁護士の岡井裕夢です。弊所では、景表法（不当景品類及び不当表示防止法）を中心に広告表示規制に関するご相談を多く受けております。広告表示規制に関する法律は多岐にわたりますが、その中でも薬機法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）については、注目すべき法改正が行われています。今回は、令和3年8月1日に施行される改正薬機法についてご紹介したいと思います。

改正薬機法では、薬機法上の虚偽・誇大広告規制への違反に対する課徴金制度が新たに設けられました。具体的には、医薬品等の広告で虚偽広告や誇大広告を行った場合、売上の4.5%の課徴金が課されることになります。

今までの薬機法においては、虚偽・誇大広告（66条）に違反した場合の罰金の水準は最高でも200万円以下の罰金（個人法人問わない。）となっていました。しかし、近年発生した2つの広告違反事例があり、製薬企業による違反広告による収益を社会に還元するべきであるといった厳しい批判を受けたことが改正のきっかけとされています。

課徴金納付命令の対象行為は、薬機法66条1項で規制されている医薬品、医療機器等の名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する虚偽・誇大な広告（虚偽・誇大広告の禁止）です。例えば、医薬的な効果がないにもかかわらず、薬理効果を謳う商品（「がんが治る！」等）は、この虚偽・誇大広告にあたり、売上の4.5%について課徴金が課されてしまいます。景表法では、一般消費者向けの表示を規制しますが、薬機法の規制対象は、一般消費者向けの広告に限らず、BtoBの取引においても誇大広告規制が成立する点に注意が必要です。また、薬機法上の課徴金は、対象者に落ち度がない場合（無過失）でも課されることとされています。

紙幅の関係ですべてをご説明できませんが、今般の薬機法改正が製薬業界、食品業界等の実務に大きな影響を及ぼすことは間違いないので、医薬品や健康食品等の広告表示を行う場合は、改正薬機法に十分ご注意ください。各企業の広告が広告表示規制に違反するか判断に困りの際は、一度弁護士に相談していただいた方が安心かと思しますので、お気軽にお問い合わせください。



## 事務員コラム 「夏のレシピ」

事務局の新保です。先日、新鮮なとてもおいしい桃を頂きました。桃はそのままいただく、それ以外何の疑問もなく生きてきました。ですが、それを覆す衝撃の告白を美食家の杉浦先生から頂きました。

「桃のカッペリーニを作ってみたよ。」

近年、冷たいフルーツパスタというものが流行っていることは知ってはいましたが、男性の杉浦先生が！おうちで！そして、食材が桃！！料理好きの私は色々な意味で刺激を受けました。

「よし！私もいただいた桃で早速真似してみよう！」

レシピを調べていると、なんと桃のカッペリーニ、当事務所のある東銀座のイタリアンが発祥とのこと。ネーミングは敷居が高い感がありますが、作り方は至ってシンプルです。

まず、桃半分をジューサーでペースト状に、半分は飾り用に半月切りに。ゆでたカッペリーニ（細パスタ）を水で冷やし、桃ペーストに絡め、塩、ブラックペッパーで味を整え、できあがりです。塩味添えに生ハムを、そして香りにミントの葉。

甘味と塩味の絶妙なバランスの桃のカッペリーニ、とてもおいしかったです。「固定概念を覆す！」

杉浦先生、ありがとうございました。



## 事務所報 「元スタッフの鈴木さんの結婚式」

過日、元スタッフ鈴木慧さんの結婚披露宴が、六本木のホテルにて行われました。この大変おめでたい披露宴に事務所員全員で参列させていただきました。

弊所在職中からなにかと「持ってる男」ということでしたが、梅雨明けをしていない中でこの日だけは雨模様ではなかったのです。こんなところまで「気遣いのできる男」は健在です。式では祝辞を森、乾杯の挨拶を高原が努めさせていただきました。

祝辞では「鈴木君は、ダンスのできるイケメンです、イケメン過ぎるので採用を考えてしまった程。キアヌ・リーヴスに似ている彼の愛称は気が付けば「キアヌ」となり、所員から愛されておりました。仕事においては契約書の英語翻訳に助言をもらうほどできる男でした。」



「男性からも女性からも信頼される鈴木君、どうぞ最愛の奥様と幸せになってください。」

終始いつもの森節炸裂のスピーチでした。

乾杯の挨拶は、コロナ禍で残念ながら酒類での乾杯ではありませんでしたが、それはそれで新鮮でした。

感動のお式の内容を真面目に感じる事ができましたし、お食事もう味わっておいしく頂きました。それに、なんといっても、写真撮影の際、誰一人赤ら顔がおりません。素敵な記念写真をたくさん撮ることができました。

鈴木さん、奥様と末永くお幸せに。素敵なお式をありがとうございました。



## 森代表のゴルフ紀行

今回は、富士クラシックに行ってきました。標高が高く、気温は19度から22度ととても涼しかったです。ゴルフコースもとても広く、夏の時期にベストスコアを更新したいのであれば、是非この富士クラシックに足を運んでみてはいかがでしょうか。解放感を感じられる素晴らしいコースです。

ちなみに私のスコアは、44、43の87！ドライバーが平地よりもおそらく10ヤードは飛んでいました。グリーン上は富士山の傾斜がきつい感じがしましたが、富士山の位置を確認しながらパットすることで、スコアをまとめることが出来ました。

次回、スコアメイクで苦戦している岡井弁護士を連れて行ってあげたいと思いました。



発行元：森大輔法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-1 南海東京ビルディング8階

TEL：03-6226-5096 FAX：03-6226-5097